

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】
(テーマ)

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

平成 31 年 3 月
山形県包括外部監査人
伊藤明彦

概 要 版

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	3
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	監査対象部局等.....	3
7	包括外部監査の方法.....	3
8	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	3
9	利害関係.....	4
第2	包括外部監査の監査結果.....	5
1	監査の結果について.....	5
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	5

概 要 版

この概要版は平成 31 年 3 月 12 日付けで作成された「平成 30 年度包括外部監査の結果報告書」の記載を要約したものです。

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

3 特定の事件を選定した理由

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、指定管理者制度が創設された。指定管理者制度は地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度である。山形県（以下「県」という。）においては民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、県民サービスの一層の向上、行政経費の節減、地域の活性化等を図ることをねらいとし、平成 18 年度より導入されたものである。

県において指定管理者制度が本格的に導入されてから、既に 10 年以上が経過している。この制度が当初の導入目的に沿って適切に制度運用が図られているか、改善すべき点がないか等、包括的に成果と課題を検証すべき時期が来ているものと考えられる。

また、利用料金制や自主事業条件等の指定管理者に対するインセンティブの付与の在り方などの課題についても検討を行うことも求められているところである。

このような状況のなか、県が指定管理者制度を導入している施設の管理運営に焦点をあて、その財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の視点から検証を行うことは極めて有意義であり、これまで包括外部監査のメインテーマとして取り扱われていないことにも鑑み本年度のテーマとして選定した。

概 要 版

4 包括外部監査の実施期間

平成30年4月から平成31年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成29年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

6 監査対象部局等

指定管理者制度導入施設及び指定管理者制度に関する事務を執行する部局等

7 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①施設の管理・運営が、条例や規則の導入目的に則し、適切に行われているか。
- ②利用料金制の導入状況や、自主事業条件等、県の歳入及び指定管理者にとってのインセンティブの在り方は適切か。
- ③施設の利用者負担は、施設の行政コストや施設の設置目的に照らして適切か。
- ④指定管理者などの施設管理者の選定は適切に行われているか。
- ⑤施設の管理運営に関して、県と指定管理者の役割分担は適切か。

(2) 監査手続

- ①関係書類の閲覧
- ②関係部局への質問
- ③関係施設等への現地調査
- ④検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤その他必要とした手続

8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 伊 藤 明 彦

概 要 版

(2) 補助者

公 認 会 計 士	津	村	隆
公 認 会 計 士	柴	田	真 人
公 認 会 計 士	浅	野	和 宏

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成31年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ・施設名
----	------------	----	-----------

第3章 第1 各施設についての結果報告			
1	(収支報告書に計上する人件費について) 指定管理者は、平成27年度から平成29年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額と決算額が同額計上された状態となっていた。 県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。	意見	32P 山形県男女共同参画センター

概 要 版

2	<p>(貸与物品の管理について)</p> <p>県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
3	<p>(個人情報の管理徹底について)</p> <p>宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。</p> <p>県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>	指摘事項	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
4	<p>(分煙化への対応について)</p> <p>最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用客からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。</p> <p>今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
5	<p>(アンケート調査の対象となる母集団について)</p> <p>当施設では、アンケート調査の対象を利用登録者のうち「図書館だより」送付希望者のみに限定しており、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。</p> <p>県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。</p>	意見	46 P 山形県立 点字図書館
6	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等について</p>	指摘事項	54 P 山形県産業創造 支援センター

概 要 版

	も指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。		
7	<p>(物品番号の記載がない備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な備品台帳との照合確認を容易にすることと考える。</p> <p>当該施設には、机やキャビネットなどの類似の備品等が多数設置され、かつ、当施設内に他施設の物品も保管されており、施設所管部局の判別が難しい状況にあることから、特に備品台帳との照合確認の必要性が高い。</p> <p>県は、物品番号の記載がない備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>	意見	55 P 山形県産業創造 支援センター
8	<p>(管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について)</p> <p>平成 29 年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。</p>	指摘事項	56 P 山形県産業創造 支援センター
9	<p>(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)</p> <p>指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成 29 年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。</p>	指摘事項	57 P 山形県産業創造 支援センター
10	<p>(産業情報提供室における図書等提供の見直しについて)</p> <p>当施設の産業情報提供室では、平成 20 年、21 年頃に発刊された雑誌等を設置しているが、ほとんど利用されていない状況である。</p> <p>県は、産業情報提供室の利用状況及び施設入居者の要望について指定管理者からの意見も踏まえ、改めて</p>	意見	58 P 山形県産業創造 支援センター

概 要 版

	産業情報提供室における図書等提供の機能について見直す必要がある。		
11	<p>(収支実績書における本社管理経費について)</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度から平成 29 年度までの収支実績書において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を本社管理経費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。</p> <p>県が指定管理料を適切に積算するためには、当施設の設置目的に沿った適切なサービスが提供されているかを確認し、かつ施設運営に伴う収支実績を正確に把握することが必要であることから、本社管理経費として必要な間接経費を適切に収支に計上することが重要である。</p> <p>このため、本社管理経費として計上する間接経費の内容や範囲、経費の計算方法などについて、県と指定管理者が協議して定めておくことが望ましい。</p>	意見	66 P 山形県 産業科学館
12	<p>(備品台帳の記載について)</p> <p>現地調査時に、県が指定管理者に貸与している備品について、その設置場所、保管場所が明らかでないものがあつた。</p> <p>県は、県有備品現物と備品台帳の照合確認を容易に行うことができるようにするため、備品台帳上の個々の県有備品の設置場所又は保管場所の記載について、施設内における設置場所・保管場所を特定できる記載方法に変更することを検討されたい。</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎 竜山荘
13	<p>(県有備品への備品標示票の貼付について)</p> <p>現地調査時に、備品標示票の貼付されていない県有備品が存在した。</p> <p>県は、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。</p>	指摘事項	75 P 山形県国民宿舎 竜山荘
14	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、県有備品について使用されていない</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎 竜山荘

概 要 版

	<p>状態のものがあつた。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になつた場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になつた場合に速やかに県へ報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>		
15	<p>(保守管理業務の県に対する報告について)</p> <p>県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。</p> <p>しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。</p> <p>県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
16	<p>(保守点検業務等の進捗管理について)</p> <p>県は、指定管理者が管理運営業務仕様書に示されている回数 of 保守点検業務等を確実に実施していることを確認するため、点検結果の一覧等を作成し進捗状況の把握に努められたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
17	<p>(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への速やかな対応について)</p> <p>県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類（残高試算表・総勘定元帳等）の提出を求め、確認することにより、その適正性を確保することが求められる。また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘
18	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘

概 要 版

	<p>を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。</p> <p>県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である。</p>		
19	<p>(施設設備の計画的な修繕等について)</p> <p>現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる箇所が見受けられた。これらは施設利用者の目に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるものである。</p> <p>県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進める必要がある。</p>	指摘事項	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
20	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 50 年以上経過しており、施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、改築や大規模修繕等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
21	<p>(事業報告書の記載について)</p> <p>指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値（予算）並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p> <p>また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。</p>	意見	84 P 山形県源流の森

概 要 版

	<p>さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。</p>		
22	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>	指摘事項	98 P 最上中央公園
23	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、使用されていない県有備品の存在を確認した。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県に報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>	意見	98 P 最上中央公園
24	<p>(備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が高い。</p> <p>県は、物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>	意見	99 P 最上中央公園
25	<p>(県による事業報告書の確実な確認について)</p> <p>平成 29 年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び</p>	指摘事項	101 P 最上中央公園

概 要 版

	<p>減免額の一部が減免伺書と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。</p>		
26	<p>(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)</p> <p>公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前7日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。</p>	意見	102P 最上中央公園
27	<p>(指定管理業務に係る預金口座の区分管理について)</p> <p>当施設においては、特定の預金口座の中で指定管理者としての管理業務にかかる収支とそれ以外の収支が混在しており、専用の口座による管理が行われていない。指定管理者としての管理業務に係る専用の口座を設け、他の事業と区分して管理する方向で指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p>	意見	102P 最上中央公園
28	<p>(収支予算書及び収支決算書の様式の変更について)</p> <p>包括協定書には、収支予算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び収支決算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式が定められている。しかし、それらのいずれにも指定管理事業に係る消費税等負担額の記載欄がないため、指定管理者は、管理運営経費に消費税等負担額を算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができない。</p> <p>県は、指定管理者が指定管理事業に係る消費税等負担額についても、管理運営経費に算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができるように、「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式の変更を検討されたい。</p>	意見	116P 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター

概 要 版

29	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に差異が生じていた。</p> <p>県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金（本所から各支所への送金取引も含む。）の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。</p>	指摘事項	<p>116 P</p> <p>山形県県営住宅・山形県すまい情報センター</p>
30	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 30 年近く経過しており、遊休施設の存在及び施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、大規模な修繕あるいは投資等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	<p>123 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
31	<p>(申請条件の見直し等による申請者の確保について)</p> <p>当施設に関する直近の指定管理者への申請状況を見ると、当初は申請者がなかった。その後、申請がないのは指定管理者としては採算性に問題があるとの分析で、募集要項を一部変更し、再募集を行い現在の指定管理者が申請するに至った。県は、申請条件の見直しや、施設自体の魅力の増加により、今後も申請者を確保していくことが望まれる。</p>	意見	<p>124 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
32	<p>(県有備品の管理の徹底について)</p> <p>現地調査時に県有備品の現品確認を実施したところ、保管場所が明らかでないものや、県の備品標示票の添付がないものが存在した。</p> <p>県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。</p>	指摘事項	<p>125 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
33	<p>(不要資産の処分について)</p> <p>現地調査時に、使用されていないサッカーゴール等</p>	指摘事項	<p>125 P</p> <p>山形県ふるさと</p>

概 要 版

	<p>の劣化した資産が存在した。このような資産は利用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。</p> <p>県は、再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。</p>		交流広場
34	<p>(一般管理費に関する適切な配賦基準の設定について)</p> <p>平成 29 年度の収支実績書において、収入から指定管理業務固有の支出を差し引いた差引残額を一般管理費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。一般管理費の内容としては指定管理業務に関する間接人件費等が該当するが、間接人件費は勤務時間等を用いた合理的な基準で配賦されていない状況である。</p> <p>県は、指定管理者に対し、収支実績書のうち間接人件費等、一般管理費に属する項目につき、適切な配賦基準を設定し、これに基づいて金額を計算するよう指導する必要がある。</p>	意見	126 P 山形県ふるさと交流広場
35	<p>(情報公開に関する県の指導について)</p> <p>指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第 23 条第 2 項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討されたい。</p>	指摘事項	133 P 第 1 及び第 2 酒田プレジャーボートスポット
第 3 章 第 2 総括意見			
1	<p>(インセンティブの向上について)</p> <p>指定管理者制度の持続的な運用に当たっては、民間団体が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定に努めることが必要である。条件設定に当たっては、各施設の設置目的等を十分に考慮した上で、募集時の指定管理料や納付金の参考価格の決定、利用料金の在り方、自主事業の範囲やその収益の取扱い、リスク分担の見直し、修繕計画の策定など総合的に検討することが望ましい。</p>	意見	146 P 総括
2	<p>(担当者間の意見交換について)</p> <p>県では、指定管理者制度を導入している各施設の所</p>	意見	147 P 総括

概 要 版

	<p>管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催している。このような会議を定期的に複数回設けるなど、意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の管理等の参考となり、実務に生かすことが可能になるものと考えことから、適切な実施が望ましい。</p>		
3	<p>(収支予算書・収支決算書の様式について)</p> <p>収支予算書・収支決算書について、収支の状況をより適切に表す観点から、施設に応じて可能な限り消費税に関して税込様式から税抜き様式での作成を検討することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
4	<p>(指定管理者に対する管理・監督手続きについて)</p> <p>各施設所管課の指定管理者に対する管理・監督手続きについては必ずしも統一されたものがない。「総括意見2」で述べた意見交換の場などを通して、必ず行うべき重要な手続きを洗い出すことなどにより、マニュアル化を進めることが望ましい。</p> <p>この中で、指定管理業務に係る預金残高管理については、定期的に指定管理者から当該専用口座の残高について当該事業区分の合計残高試算表等に基づき報告を受けるとともに当該専用口座の預金通帳を自ら閲覧する等、指定管理者がその管理業務の中で帳簿残高と銀行残高の一致を確認していることを確かめるモニタリング手続を実施することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
5	<p>(包括協定等におけるリスク分担に関する定めについて)</p> <p>県は、包括協定等において、物価の変動、金利変動、法令・税制等の変更により、施設の管理運営に支障が生じた場合のリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
6	<p>(指定管理施設における自主事業の取扱いについて)</p> <p>県は、自主事業に係る取扱いを明確に示すとともに、目的外の自主事業を実施する場合は行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要となること及び企画事業を含む指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して収支計画書を作成する</p>	意見	147 P 総括

概 要 版

	よう指定管理者を指導することが望ましい。		
7	(サービス提供・管理運営状況等に係る検証等について) 県は、サービス提供・管理運営状況等に係る検証を行うに当たって、「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に示すとおり、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入に努めることが望ましい。	意見	148 P 総括